

令和6年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育園 年度途中（5月～）新規入所申込案内

令和6年5月以降に新規で保育所（園）・認定こども園・小規模保育園（以下、『保育所等』とする）に入所を希望される保護者の方は、次の事項を確認のうえお申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和5年4月2日 ～
1歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日



* 施設により、受入可能年齢が異なりますので、別紙施設一覧を確認ください。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 〔外勤・自営業等、月に64時間以上の就労を 常態とされている方が対象になります〕	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内	○	○
3. 保護者の疾病・障がい	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 同居または長期入院などをしている親族の 介護・看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
6. 求職活動・起業の準備	入所月の月末まで	○	—
7. 就学・就業訓練	修了月の月末まで	○	○
8. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間*
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

*施設利用可能時間内で利用できる時間帯は施設ごとに異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、園により異なります。

入所申込について

1. 提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書
- ② 入所（園）申込確認票
- ③ 利用申込書
- ④ 保育を必要とする事由の証明書類（下記参照）＊保護者全員について必要です。
- ⑤ その他の提出書類（次に該当する場合は提出してください）
- ◆ お子さまが疾病や障がい等のあるかた
 疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書・診療情報提供書等を提出してください。
- ◆ 離婚調停中や裁判中のかた
裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の④の書類について省略することができます。
- ◆ 5-8月新規入所希望者で令和5年1月1日時点で香芝市に住民票がない方
 令和5年度市町村民税課税証明書
- ◆ 9月以降新規入所希望者で令和6年1月1日時点で香芝市に住民票がない方
 令和6年度市町村民税課税証明書

★ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 ●通勤経路・通勤時間申告書 	<p>就業先に就労証明書の作成を依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自営業のかたで、法人を設立している場合（株式会社・有限会社等）もこちらに該当します。
就労 (自営業)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 ●通勤経路・通勤時間申告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人を設立していない自営業(個人事業主)のかたは、ご自身で就労証明書を作成のうえ、下記の書類を添えてご持参ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年1月1日以降に開業(事業を開始)したかた <ul style="list-style-type: none"> ①個人事業の開業届出書(控用)の写し 2. 令和4年12月以前に開業(事業を開始)しているかた <ul style="list-style-type: none"> ①個人事業の開業届出書(控用)の写し ②確定申告書(控え)の写し(令和4年分、受付印のあるもの) <p>※電子申告された場合、受付印はありませんので、申告後に表示される「受取通知」または「メール詳細」をお付けください。</p> <p>※令和4年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和5年度)の写しを添えてください(確定申告の要・不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください)。</p> <p>※令和4年12月以前に開業(事業を開始)しているものの、令和4年分の事業収入が一切なかった場合や、申告書を提出したものの、受付印の押印がないまま申告されたかたは、保育課に事前にご相談ください。</p>

妊娠・出産	・母子手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し ・保育が必要であることの申立書
疾病・障がい 親族の介護等	・医師による診断書、身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳の写し 等 ・保育が必要であることの申立書
就学 就業訓練	・在学証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書
求職活動 起業の準備	・求職に関する誓約書 ※起業の準備に該当するかたは保育課までお問合せ下さい。
その他	保育課までお問い合わせください。

◎通勤経路・通勤時間申告書について

通勤経路・通勤時間申告書は、保護者のかたの保育必要量の判定や選考指数が同点となった場合の入所の優先順位を決定するための申告書です。香芝市 HP(下記の QR コードを読み取りください。)に様式(Excel)と記載例を掲載しておりますので、参考の上、ご自身で作成してください。

◎就労証明書について(令和6年度より就労証明書の様式を変更しておりますのでご注意ください。)

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。就業先のご担当者様に作成を依頼してください。香芝市 HP (下記の QR コードを読み取りください。)に様式 (Excel) を掲載しておりますので、就業先のご担当者様にて入力したものを印刷の上ご準備ください。なお、社会全体のデジタル化に向け、従来の様式にあった企業の押印欄を廃止しております。(就労証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります。)

※就労証明書は申請の3か月以内に証明されたものを提出してください。

※育児のための短時間勤務制度を利用されている場合、就労証明書の No.12 の項目に忘れずに記載いただきますよう、お願いいたします。

※保育施設等の利用に係る就労証明書の変更点について(香芝市 HP)

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7228.html>



メモ欄

2. 公立施設・アートチャイルドケアを希望の場合

下記のとおり、受付いたします。

なお、提出の際には、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）・本人確認のできる書類（運転免許証のような写真つきのものであれば1点、保険証のような写真のないものであれば2点必要です）を持参してください。

- ▼受付期間 入所希望月の前月1日～20日（土・日・祝のぞく）
*1日が休日の場合その翌日、20日が休日の場合その前日
- ▼場所 保育課（市役所4階）
- ▼提出書類 2ページ参照

- * 受付枠を超える申込があった場合や既に受付枠がない場合、初日に提出されたかたについては、選考（4ページ 4.利用調整について参照）のうえ内定や待機順を決定します。2日目以降に提出されたかたについては、申込順で内定や待機順を決定します。
- * 不足書類がある場合、受付できません。
- * 上記期間に入所申請をしたが、空きがなく入所できない場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。

3. 私立施設を希望の場合

事前見学を必須としておりますので、まずは園に直接お問い合わせください。

4. 利用調整について

各月初日に申込を済ませたかたで、受入可能な人数を超えた入所申込があった場合には、選考を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、選考指数の高い児童から順に入所先を決定します。

なお、選考指数については、6-7ページの「保育所等入所選考指数表」をもとに、基礎点数のいずれか1つと調整指数で加算減算して決定いたします。

5. 転入予定のかたの手続きについて

申込時点で香芝市に住所がないかたについても、申込時点で転居先が決まっていって利用開始月の前月末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込ができます。下記書類を併せて提出してください。

- ▼提出書類
- ⑥ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑦ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）



留意事項

- A) 2人以上の申込をする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合（第2希望以下含め）は、事前に見学を済ませてください。
- C) 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- D) 出生前の児童についての申込はできません。
- E) 転入予定の児童・保護者で令和6年3月末日までにどちらも転入しなかった場合は入所できません。
- F) 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市町村へ問い合わせください。なお、市外施設を申込する場合、市内施設には申込できません。
- G) 育児休業から復帰する予定で4月入所（園）をされる場合は、遅くとも4月末日までには職場復帰するよう調整をお願いします。就労証明書の14.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- H) 育児休業中で5月以降に復帰されるかたは、復帰月の前月にお申込ください（予約はできません）。
- I) 在園児で4月以降に認定区分を1号から2号に変更される場合、期日までに新規でお申込みください。
- J) 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- K) 正式に離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中のかたについては裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- L) 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- M) 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- N) 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに市役所保育課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- O) 転園希望で新規申込する場合、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設での次年度継続利用はできなくなります。
- P) 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。また、ひとり親家庭のかたが児童扶養手当を受給していない場合、離婚受理証明書（又は戸籍謄本）の提出が必要です。
- Q) 同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。（*3歳児以上は無償）
祖父母の扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、祖父母も算定に含みます。
- R) 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。
- S) 新年度の利用申請についての給付認定は、令和6年3月頃に通知書を発行する予定です。

保育所等入所選考指数表(R6年度)

●基礎点数表

番号	類型	項目		細目	基準指数
1	就労 (就労時間は短時間勤務制度等を利用する前の契約・規則上の時間で判断)	固定就労		① 1日8時間以上で週5日以上就労をしている場合	20
				② 1日7時間以上で週5日以上就労をしている場合	18
				③ 1日6時間以上で週5日以上就労をしている場合	16
				④ 1日6時間以上で週4日の就労をしている場合	10
				⑤ 1日4時間以上で週4日の就労をしている場合	8
				⑥ ①～⑤以外でかつ月64時間以上の就労をしている場合	6
2		変則就労		① 月160時間以上の就労をしている場合	20
				② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	18
				③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	16
				④ 月96時間以上120時間未満の就労をしている場合	10
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をしている場合	8
3		内職		① 1日8時間以上で週5日以上就労をしている場合	10
				② 1日7時間以上で週5日以上就労をしている場合	8
				③ 1日6時間以上で週5日以上就労をしている場合	6
				④ ①～③以外でかつ月64時間以上の就労をしている場合	3
4	求職活動 (起業の準備を含む※1)	選考時点で仕事の内定している、または保育所等への入所時点までに開業予定(固定就労の予定)		① 1日8時間以上で週5日以上就労を行う予定の場合	18
				② 1日7時間以上で週5日以上就労を行う予定の場合	16
				③ 1日6時間以上で週5日以上就労を行う予定の場合	14
				④ 1日6時間以上で週4日の就労を行う予定の場合	9
				⑤ 1日4時間以上で週4日の就労を行う予定の場合	7
				⑥ 上記以外でかつ月64時間以上の就労を行う予定の場合	5
5		選考時点で仕事の内定している、または保育所等への入所時点までに開業予定(変則就労の予定)		① 月160時間以上の就労を行う予定の場合	18
				② 月140時間以上160時間未満の就労を行う予定の場合	16
				③ 月120時間以上140時間未満の就労を行う予定の場合	14
				④ 月96時間以上120時間未満の就労を行う予定の場合	9
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就労を行う予定の場合	7
6		未定		① 前職で雇用保険に加入しており、かつ非自発的な失業により、求職中	3
				② 上記以外	1
7	就学	就学	通学等	① 就学・職業訓練施設等に就学している(通信制大学・高等学校含む)※2	基礎点数表の番号4または5を準用
			選考時点で内定	② 内定(通信制大学・高等学校含む)※2	
				③ 就学時間・日数等がわからない	3
8	出産	出産	出産	① 出産予定月の前後3ヶ月	16
9	保育者の病気・障がい等	病気等	傷病	① 入所時点から起算して3ヶ月以上の入院・常時病臥	20
				② 入所時点から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満の入院の場合	18
				③ 入所時点から起算して医師から1ヶ月以上の通院加療を要すると診断された場合	15
10	障がい	精神障がい	① 精神障害者保健福祉手帳1級	18	
			② 精神障害者保健福祉手帳2級	15	
			③ 精神障害者保健福祉手帳3級	12	
		身体障がい	④ 身体障害者手帳1・2級	18	
			⑤ 身体障害者手帳3級	15	
			⑥ 身体障害者手帳4級以下	12	
			⑦ 療育手帳A	18	
		知的障がい	⑧ 療育手帳B	15	
			⑨ 療育手帳C	12	
			⑩ ①～⑨以外の所得税法上の特別障害者	18	
⑪ ⑩以外の所得税法上の障害者	12				
その他	⑫ ①～⑪以外で、医師の診断書により、障がいがあると認められる者	10			
11	病人等の看護	看護	居宅外	① 常時、別居中の介護を必要とする者を介護している場合	16
			居宅内	② 全介護を必要とする場合(重度身体障がい者、要介護認定3・4・5級程度)	16
			③ 一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2級程度)	13	
			④ その他、支援を必要とする場合	10	
12	虐待・DV等			① 児童虐待防止法第2条又配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20※3
13	災害復旧			① 震災・風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている場合	20
14	その他			① 上記以外で明らかに保育に当たれない場合	※4

●調整指数表

加算	① 両親および祖父母がいない※5	42
	② ひとり親家庭等(保護者の一方が収監中・両親がおらず、祖父母の一方しかいない等の場合も含む)	22
	③ 保護者の一方が単身赴任	1
	④ 生活保護世帯	3
	⑤ 既に兄弟姉妹が入所している場合	3
	⑥ 同時に2人の申し込みをしている場合	1
	⑦ 同時に3人以上の申し込みをしている場合	2
	⑧ 離婚協議中で勤務証明が提出できない時、公的な証明及びそれに準ずる証明がある場合	20
	⑨ 香芝市内保育所(園)等※6にて保育士として就労される方	6
	⑩ 香芝市内保育所(園)等※6で就労される方※7	4
	⑪ 香芝市外保育園等※8にて保育士として就労される方	2
減算	① 提出書類に不備・不足がある	-5
	② 求職中であり、起業の準備をしている場合に申立書の提出しない	-1
	③ 基礎点数表の7の①、7の②に該当し、かつ通信制大学、高等学校の学生である	-3
	④ 基礎点数表の7の②に該当している	-2

※1 起業の準備の場合、申立書と、添付書類として準備をしていることがわかるもの(不動産売買・賃貸契約書、事業計画書(銀行の融資を受ける際に提出する事業計画書、準備にかかった経費のわかる支出明細書等)の提出が必要とする。申立書の場合、減算する。

※2 夜間学校は含まない。

※3 緊急性を要すると判断される場合は、基礎点数を別途判断する。

※4 当該児童・世帯の状況に応じ、基礎点数を別途判断する。

※5 両親が2人ともおらず、同居の祖父母がどちらか一方でもいる場合は、祖父母の点数を算出して選考する。

(その際は、保育所等入所選考指数表(R6年度)内に記載のある父を祖父、母を祖母に読み替える)

※6 「香芝市内保育所(園)等」は香芝市内の認可保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設とする。

※7 「香芝市内保育所(園)等で就労される方」は幼稚園教諭、幼稚園臨時講師・非常勤講師、事務職員、調理員、用務員、看護師とする。

※8 「香芝市外保育園等」は香芝市外の認可保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業とする。

(1) 父母それぞれの点数を合算し、選考指数の高い世帯に属する児童を優先とする。基礎点数表の1-14において、複数の要件に該当する場合は、その中で最も高い基準指数を決定する。ただし、基礎点数表の1-3内または4-5内に該当する場合でかつ同項目内の複数の細目に該当する場合のみ、時間数は合算し、日数は最も多い就労日数のものを採用して基準指数を決定する。

(例)

・身体障害者手帳(1級)所持の者が1日8時間以上で週5日以上の上の就労をしている場合→それぞれ別項目のため、1日8時間以上で週5日以上の上の就労をしている場合の20点を採用。

・外勤パート(固定就労)を2つ掛け持ち(1日6時間の週5日と1日3時間の週3日)→それぞれ同項目のため、週45時間(1日8時間以上)、週5日とみなし、20点とする。

・外勤パート(1日4時間以上で週4日の就労をしている)と内職(1日8時間以上で週5日以上の上の就労をしている)を掛け持ち→それぞれ別項目のため、内職の10点を採用。

(2) 選考指数が同点になった場合は、以下の優先順位を適用する。

① 保育料の滞納がない世帯

② 基礎点の高い世帯(ただし、調整指数表の加算項目①・⑤・⑥は基礎点に合算して比較する)

③ 保育所の希望順位が高いもの

④ 父母の勤務先までの通勤時間を合算し、時間がかかる世帯

⑤ 現に就労しており、認可保育所等施設以外での保育(認可外保育事業、ファミリー・サポート・センター等)を実施している世帯

⑥ 基礎点数表の1に該当する者が多い世帯

⑦ 基礎点数表の4に該当する者が多い世帯

<連絡先>

〒639-0292

香芝市本町 1397 番地

香芝市役所 福祉部 保育課

TEL 0745-44-3336